

全日制 県立妻沼高等学校（普通科）

令和5年度入学者選抜

選抜の基本方針

- (1) 学力検査と調査書の記録に大きな差を設けずに選抜する。
- (2) 面接を実施し、受験生の意欲・態度を積極的に評価する。
- (3) 調査書の「特別活動等の記録」の記載において、特に積極的に取り組んだ者の選抜に配慮する。

選抜資料

○学力検査の扱い		……………	[500点]												
○調査書の扱い	<table border="0"> <tr> <td>学習の記録の得点</td> <td>1年 2年 3年</td> <td>(1 : 1 : 2)</td> <td>…………… (180点)</td> </tr> <tr> <td>特別活動等の記録の得点</td> <td></td> <td></td> <td>…………… (50点)</td> </tr> <tr> <td>その他の項目の得点</td> <td></td> <td></td> <td>…………… (20点)</td> </tr> </table>	学習の記録の得点	1年 2年 3年	(1 : 1 : 2)	…………… (180点)	特別活動等の記録の得点			…………… (50点)	その他の項目の得点			…………… (20点)	} ……	[250点]
学習の記録の得点	1年 2年 3年	(1 : 1 : 2)	…………… (180点)												
特別活動等の記録の得点			…………… (50点)												
その他の項目の得点			…………… (20点)												
○その他の資料	面接	……………	[150点]												

一般募集

●第1次選抜（60%を入学許可候補者とする）

（各資料の配点）

①学力検査	②調査書	③面接	④合計
500点	500点	150点	1150点

●第2次選抜（35%を入学許可候補者とする）

（各資料の配点）

⑤学力検査	⑥調査書	⑦面接	⑧合計
500点	250点	150点	900点

●第3次選抜（5%を入学許可候補者とする）

第1次選抜における合計得点の一定の順位の対象に、調査書の特別活動等の記録の得点、その他の項目の得点及び面接の得点で選抜する。

調査書の扱いの詳細

【特別活動等の記録の得点（50点）】

○学級活動・生徒会活動・学校行事

以下の区分により得点を与える。

- ・区分A 生徒会本部役員
- ・区分B 生徒会議長、各種委員会委員長、各種実行委員会委員長
校内体育大会・水泳大会・マラソン大会の個人で8位以内の者
- ・区分C 学級委員、生徒会副議長、各種委員会副委員長、各種実行委員会副委員長
音楽祭指揮者・伴奏者
- ・区分D 校内作品展入賞者

○部活動等

以下の区分により、レギュラー及び登録選手に得点を与える。

- ・区分A 全国または全国規模のコンクール・展覧会等に出場・出品した者
関東大会または関東規模のコンクール・展覧会等で入賞した者
- ・区分B 関東大会または関東規模のコンクール・展覧会等に出場・出品した者
県大会または県規模のコンクール・展覧会等で入賞した者
- ・区分C 県大会または県規模のコンクール・展覧会等に出場・出品した者
- ・区分D 郡市大会または郡市規模のコンクール・展覧会等で入賞した者
部長
- ・区分E 郡市大会または郡市規模のコンクール・展覧会等に出場・出品した者
副部長、郡市大会MVPの者

【その他の項目の得点（20点）】

○総合的な学習の時間の記録

特に顕著な活動がある場合に得点を与える。

○資格取得等

以下の資格を取得している場合に得点を与える。

- ・英検、漢検、数検、書写検定、珠算・暗算、パソコン検定、ワープロ検定などで5級以上
- ・武道有段者、書道有段者など
- ・善行（教育委員会、警察等公的機関による表彰）

第2志望

なし

その他

第3次選抜において、通学距離又は通学時間を資料に加える。

外国人特別選抜を実施する。

全日制 県立妻沼高等学校（普通科）